

# 岐阜県バドミントン協会 会員登録について

令和3年3月15日  
岐阜県バドミントン協会

平素は本協会にご協力賜りありがとうございます。

さて、会員登録につきましては、(公財)日本バドミントン協会の「会員登録システム(以下、「システム」という。)」(インターネットでの登録)により、全国一元管理となっております。

県協会登録につきましては、当該システムにより下記のとおり取り扱っていただきますよう、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

特に、年度末に翌年度の会費支払を行う場合は、会費支払年度を確認のうえ支払処理を行っていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 会員番号について

- ・一度付与された会員番号は、全国共通の永久番号となります。
- ・平成31年3月1日会員登録システムの変更により、会員番号は8桁から10桁に変更となっています。
- ・新規に登録する場合は、システムによる「新規登録」により会員番号が付与されます。

### 2 会員登録サポートシステムでの個人会員登録方法等

#### (1) 登録のしくみ

- ・平成26年度以降に会員登録された方は、原則、システム上の基本データを保有していますので、その年度に「会費支払」を行うことで会員となります。
- ・新規登録者は、新規登録を行い、「会費支払」により、会員となります。
- ・いずれも、「会費支払」をされない場合は、会員ではありませんが、いつでも復活が可能です。

#### 【会員ログイン画面】

<https://members.badminton.or.jp/nbarv/KNLOGIN.ffc>

<公益財団法人日本バドミントン協会ホームページからログインできます。>

#### (2) 団体管理者(チーム等責任者)の登録

- ・学校やクラブチームなど各団体は、当該団体の責任者が「団体管理者」となり、まとめて会員のデータ入力・会費支払を行って頂きます。
- ・各団体の管理者は、**【(新規・変更・削除) 団体作成申請兼誓約書】**を下記5の各連盟登録担当者へ提出してください。(別添)
- ・「団体管理者」となる方は会員番号が必要です。会員番号がわからないときは各連盟担当者へメールにてお尋ねください。
- ・また、会員番号を保有していない方は、下記(4)記載の「新規会員登録はこちら」ボタンから会員番号を取得してください。
- ・上記申請書により連盟担当者が「団体管理者」として設定します。
- ・**団体管理者が変更**となる場合は、上記の「(新規・変更・削除) 団体作成申請兼誓約書」を提出してください。各連盟等の登録担当者が変更手続きを行います。

(3) 団体管理者による団体管理

- ・団体管理者は「会員ログイン画面」ログイン後、「管理」－「団体管理」メニューから次の処理ができます。
  - 新規の自チーム会員の登録データ入力（会員番号のない者）
  - 他チームから自チームへの所属異動、自チーム会員の所属脱退
  - 継続者を含めた自チームの「会費支払」
- ※詳細は、「ダウンロード」－「マニュアル」－「団体管理者向け操作マニュアル」を参照願います。
- ・全員分を実際に入金し、日バ（システム委託会社）が入金確認後登録完了します。

(4) 個人登録（団体に所属しない方）

- ・個人の会員番号により、「会費支払」を行ってください。
- ・また、会員番号を保有していない方は、「会員ログイン画面」（上記記載）の「新規会員登録はこちら」ボタンから会員番号を取得してください。
- ※詳細は、「ダウンロード」－「マニュアル」－「一般会員向け操作マニュアル」を参考に願います。
- ・個人でWEB登録ができない会員は、県協会担当者にご相談願います。

(5) 「会費支払」にかかる留意事項

- ・個人の場合  
画面上部メニューの「決済処理」－「支払手続き」から処理をお願いします。続けて「支払方法選択」画面により支払い手続きを行います。
- ・団体管理者の場合  
画面上部メニューの「決済処理」－「決済対象者選択」から処理をお願いします。選択後、一括決済処理で支払手続きを行います。
- ・「会費支払」画面において、所属する連盟の「登録料区分」を選択してください。
- ・ただし、高体連、中体連、小学生連盟に所属する部顧問、コーチ等は、「一般」を選択してください。
- ・連盟に所属しない方は「一般」を選択してください。
- ・コンビニ支払の場合、代金決済端末機を利用します。

(6) その他

- ・他県から本県へ異動する場合は、異動元でその年度の会費支払いを行っていない場合は、本県の協会、連盟、団体（チーム等）に所属させることにより、本県の会員となることができます。異動元ですでにその年度の会費を支払っている場合は、各連盟担当者に連絡願います。
- ・同姓同名で生年月日が同じ場合は、登録できません。各連盟等登録担当者にお尋ねください。

3 各連盟の登録担当者等

- レディース連盟・教職員連盟は、事務局がシステム入力処理しますので、当該連盟の指示に従ってください。
- 登録等のお問い合わせ及び「【(新規・変更・削除) 団体作成申請兼誓約書】」の送付先は下記のとおりです。

連盟等	担当者	連絡先
小学生連盟	岩田 悟	E-mail : <a href="mailto:gifu_syoubad@nifty.com">gifu_syoubad@nifty.com</a> (登録等連盟の指示による)
中学校関係者	加納義之	TEL070-5250-6663 E-mail : <a href="mailto:oaddyt7m@xj.commufa.jp">oaddyt7m@xj.commufa.jp</a> 送付先 : 〒502-0924 岐阜市旦島宮町 1-42-3
高体連	夏川慶章	E-mail : <a href="mailto:yoshiaki.natsukawa@gmail.com">yoshiaki.natsukawa@gmail.com</a> (登録等連盟指示による)
レディース連盟	高橋郁子	E-mail : <a href="mailto:qqfm3tb9k@wonder.ocn.ne.jp">qqfm3tb9k@wonder.ocn.ne.jp</a> (事務局一括登録)
社会人連盟	伊藤 誠	E-mail : <a href="mailto:gifubadsvakaijin@hotmail.co.jp">gifubadsvakaijin@hotmail.co.jp</a> 送付先 : 〒509-0147 各務原市鵜沼川崎町 2-144-6
教職員連盟	武藤芳紀	E-mail : <a href="mailto:yoshiki-610@gol.com">yoshiki-610@gol.com</a> (事務局一括登録)
実業団連盟	森 孝博	E-mail : <a href="mailto:forest5130tcnk81510@na.commufa.jp">forest5130tcnk81510@na.commufa.jp</a> (団体登録は事務局から別途案内)
県協会 (大学・役員・ 一般個人)	加納義之	TEL070-5250-6663 E-mail : <a href="mailto:oaddyt7m@xj.commufa.jp">oaddyt7m@xj.commufa.jp</a> 送付先 : 〒502-0924 岐阜市旦島宮町 1-42-3 納入口座 : 郵便口座 00830-9-103335 名 称 : 岐阜県バドミントン協会事務局

※各連盟の団体登録金がある場合は、それぞれの連盟の指示に従ってください。

#### 4 岐阜県バドミントン協会登録金（個人）

本会の登録金は年額次の通りです。(岐阜県バドミントン協会規約第25条)

一般	1人	2,300円
レディース	1人	2,300円
大学生	1人	1,300円
高校生	1人	1,000円
中学生	1人	600円
小学生	1人	500円